

感染症法に基づく薬剤耐性緑膿菌感染症の届出状況、2024 年

国立感染症研究所 応用疫学研究センター

感染症サーベイランス研究部

実地疫学専門家養成コース (FETP)

2025 年 11 月 15 日現在

(掲載日 : 2026 年 5 月 7 日)

薬剤耐性緑膿菌感染症は、広域β-ラクタム剤（基準上はカルバペネム系を示す）、アミノ配糖体、フルオロキノロンの 3 系統の薬剤に対して耐性を示す緑膿菌（Multidrug-resistant *Pseudomonas aeruginosa*: MDRP）による感染症である。薬剤耐性緑膿菌感染症は、1999 年 4 月に施行された感染症法で四類定点対象把握疾患に、また、2003 年 11 月の感染症法の改正では五類定点把握対象疾患となり、現在、基幹定点医療機関（病床数 300 以上の内科又は外科を標榜する病院で、全国約 500 定点）の医師が薬剤耐性緑膿菌感染症と診断した場合、月単位で届出ることが義務付けられている。

薬剤耐性緑膿菌感染症は、MDRP を起因菌とする感染症を発症した患者であり、保菌しているだけの者は届出の対象外である（届出基準、届出票については <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-05-42-01.html> 参照）。なお、感染症法に基づく届出の基準として示された MDRP の判定基準値は、病院で用いられている判定基準値と異なることがある（文末参考）。

2024 年に報告された薬剤耐性緑膿菌感染症は 72 例であり、定点当たり報告数は 0.15 であった（図 1）。2017 年以降横ばいであった定点当たり報告数は、2022 年以降に減少し、2024 年は 2000 年以降で最も少なかった。

2024 年の薬剤耐性緑膿菌感染症は、29 都府県の 54 基幹定点医療機関から報告された。2024 年に五類定点把握対象疾患を報告した医療機関数の月当たりの平均は 480 で、薬剤耐性緑膿菌感染症はそのうちの 11%から報告された。各基幹定点医療機関が報告した薬剤耐性緑膿菌感染症の報告数は中央値 1、最小値 1、最大値 4 であり、報告数が 1 例のみであったのは 43 医療機関（60%）であった。

2024 年に報告された患者の性別は男性が 48 例（67%）と女性より多く、診断時年齢は 70 歳以上が 49 例（68%）で（図 2）、年齢性別の分布は、2017 年から 2024 年まで、同様の傾向をしめしていた。菌が分離された検体*では、気道検体が 25 例（35%）と最も多く、次いで尿・カテーテル尿検体 17 例（24%）、血液検体 9 例（13%）であり（表）、気道検体や尿・カテーテル尿が占める割合が高い傾向は 2024 年も同様であった。

* 菌が分離された検体は検体採取部位として登録された情報を用い集計した（検体採取部位：複数部位から検出された場合は、最も重要と考えられる1か所のみが報告される）。

図1. 薬剤耐性緑膿菌感染症の年別定点当たり報告数、2000～2024年

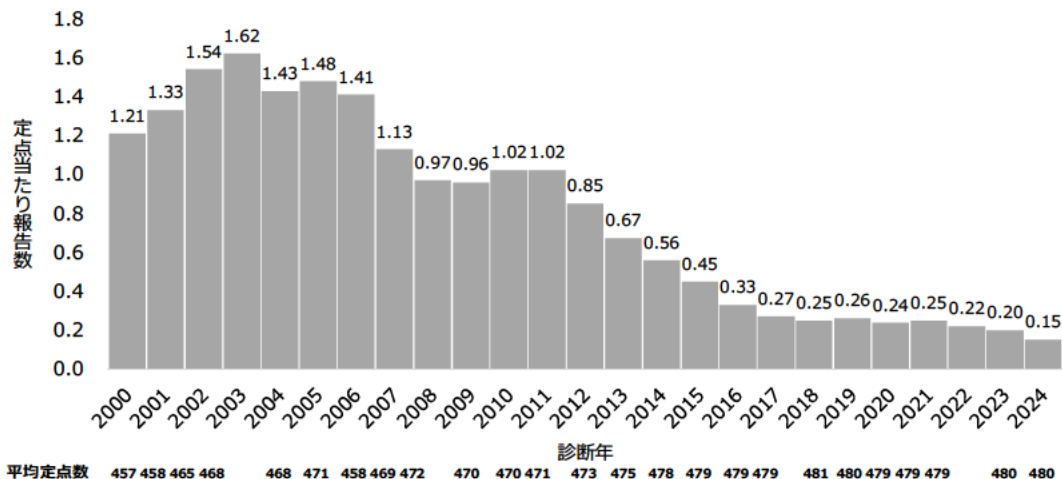


図2. 定点医療機関から報告された薬剤耐性緑膿菌感染症症例の年齢分布、2024年

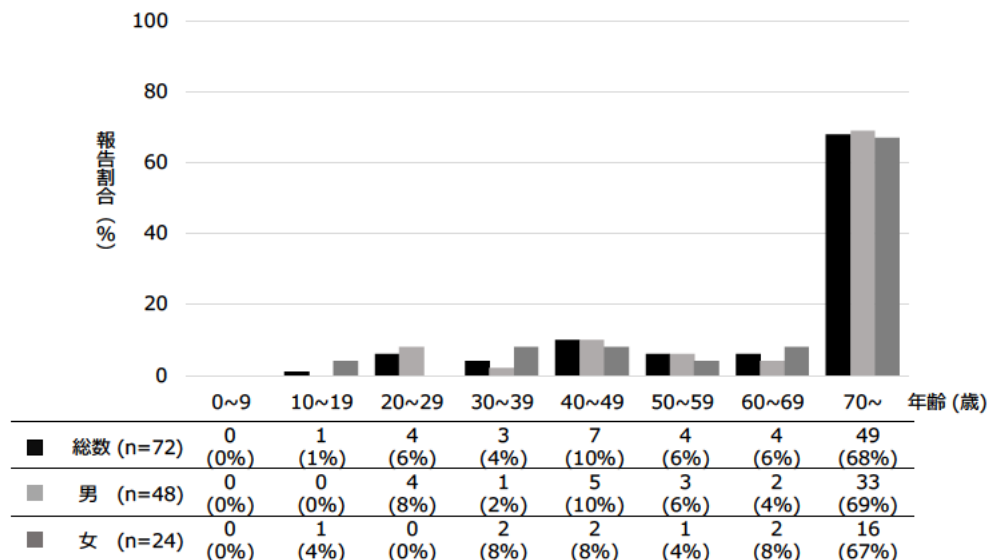


表. 定点医療機関から報告された薬剤耐性緑膿菌感染症症例の菌が分離された検体の内訳、2024年

検体	2024 (n=72)	
	報告数	割合
気道検体*	25	35%
尿・カテーテル尿	17	24%
血液	9	13%
胸水	1	1%
創部	4	6%
その他	16	22%

*気道検体；喀痰、留置カテーテル（気管）

参考 感染症法の届出及び Clinical and Laboratory Standards Institute (CLSI) 2012 における微量液体希釈法による緑膿菌に対する各抗菌薬の耐性 (R) の判定基準値

薬剤名		感染症法届出基準*	CLSI [†] (M100-S22)
カルバペネム系	イミペネム	≥16μg/ml (ア)	≥16μg/ml
アミノグリコシド系	アミカシン	≥32μg/ml (イ)	≥64μg/ml
フルオロキノロン系	シプロフロキサシン	≥4μg/ml (ウ)	≥4μg/ml

*イミペネム以外のカルバペネム系薬剤により検査を実施した場合は、その検査により耐性の結果が得られた場合も判断基準の (ア) を満たすものとする。イミペネムによる検査と、その他のカルバペネム系薬剤による検査を実施した場合には、いずれかの薬剤の検査により耐性の結果が得られた場合も判断基準の (ア) を満たすものとし、その検査方法を届出のために必要な検査方法とする。また、シプロフロキサシン以外のフルオロキノロン系薬剤により検査を実施した場合は、その検査により耐性が得られた場合も判断基準の (ウ) を満たすものとする。シプロフロキサシンによる検査と、その他のフルオロキノロン系薬剤による試験を実施した場合には、いずれかの薬剤の検査により耐性の結果が得られた場合も判断基準の (ウ) を満たすものとし、その検査方法を届出のために必要な検査方法とする。

[†] Rの基準。2014 (M100-S24) 以降はイミペネム≥8μg/ml、2019 (M100-Ed29) 以降はシプロフロキサシン≥2μg/mlへ変更されている。